【規程番号　神女院Ｖ－008】

神戸女子大学大学院授業料等免除規程

（目的）

第１条　神戸女子大学大学院において高度な能力を養い、優れた人材を育成するために、次の各号に該当する者に対し、毎年審査の上授業料等を免除する。

(1)「授業料等免除Ａ1」人物並びに学業成績が優秀で勉学意欲のある者。

(2)「授業料等免除Ｂ1」博士後期課程大学院生においては博士学位の取得が期待される者。

(3)「授業料等免除Ａ2」、「授業料等免除Ｂ2」経済的に困窮している者で経済的支援により、能力がより発揮されると期待できる者。

（対象者）

第２条　この規程は、神戸女子大学大学院の学生に適用する。

２　(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」、は、修士課程及び博士前期課程大学院生を対象とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」、は、博士後期課程大学院生を対象とする。ただし、上記１号内、２号内は、重複して適用を受けることはできない。

３　この規程の適用を受けた者は、行吉学園奨学金規程及び神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程の適用を受けることができない。

４　本学園の教職員は、神戸女子大学大学院授業料等免除規程の適用を受けることができない。

５　「授業料等免除Ａ2」、「授業料等免除Ｂ2」は、次の（1）又は（2）の家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。以下同じ。）に該当する学生に対するものとする。

（1）給与所得者　　８４１万円以下

（2）給与所得者以外　３５５万円以下

（免除額等）

第３条　授業料等免除の額は、次の各号とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」の免除額は、授業料年額の半額とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」の免除額は、授業料年額と同額とする。

(3)「授業料等免除Ａ2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額の半額とする。

(4)「授業料等免除Ｂ2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額と同額とする。

２　授業料等免除は、前期及び後期の２回とし、各々年間免除額の２分の１を免除する。

（手続）

第４条　授業料等免除を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

（1）授業料等免除申請書

（2）源泉徴収票又は確定申告書等家計基準の金額が確認できるもの（授業料等免除Ａ2、授業料等免除Ｂ2の申込者のみ、毎年提出が必要。）

（審査等）

第５条　審査に関する事項は、学長が所管する。

２　学長は、審査の結果、選考した授業料等免除者について、前条に定める書類を添えて理事長に推薦するものとする。

（免除期間等）

第６条　授業料等の免除期間は、以下のとおりとする。

但し、長期履修学生に関する取扱い規程の適用者については、長期履修を認められた期間を限度とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」は、2年を限度とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」は、3年を限度とする。

（授業料等免除の中止等）

第７条　「授業料等免除Ａ1」の免除者が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を本学に返還するよう求めることができる。

２　「授業料等免除Ｂ1の免除者」が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を、「授業料等免除Ｂ1」の免除者が博士後期課程の修業年限経過後5年以内に博士学位を取得しなかった場合は、免除した授業料等の２分の１相当額を本学に返還するよう求めることができる。

３　授業料等免除者が休学又は長期にわたって欠席したときは、授業料等免除を休止する。

４　この規程に定める授業料等免除は、本学園以外から支給される奨学金等との重複を妨げない。

５　在学中授業料等免除者として不適当と認めたときは、学長は部局長等会議の意見を聴き、授業料等免除者としての資格を取り消すことができる。ただし、学長は、取り消しに当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（運用等の規程）

第８条　この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　神戸女子大学大学院授業料等免除に係る選考の方法、対象人数等、この規程に定めのない事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、昭和61年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子大学大学院奨学金規程は廃止する。